

阿部はるまさの

市政報告
2016年10月号
流山市議会
社民党

E-mail:th4h-yko@asahi-net.or.jp

流山市議会事務局 〒270-0192 流山市平和台1-1-1 04-7150-6099

9月議会で一般質問

■障がい者の排斥や虐待は許さない

(1) 相模原市の「津久井やまゆり園」で起きた障がい者殺傷事件は社会に深刻な衝撃を与えました。この問題に関連して以下の質問をしました。
ア 背景には障がい者を社会のお荷物と見なし、その存在を否定する「優性思想」や「ヘイトクライム」(憎悪犯罪)の横行があると考えるがどうか。

イ 背景の1つとして障がい者施設における職員の過重な勤務条件や職員育成の困難さが指摘されていることをどう考えるか。

ウ 同様の犯罪を防ぐために行政としてどのような取り組みが求められているか。

市の答弁は、障がい者や社会的弱者への差別は許されない。国連の権利条約や国の障害者基本法、障害者差別解消法に則ったり、共生社会をめざしている。職員配置は国の設置基準に則っているが、労働条件などが低いことから人材確保に苦勞していると耳にする。職員育成は、管理者の努力とともに、市も講習会などで協力していく。職員のメンタルや入所者の安全管理が課題で、職員同士で異変がないか確認する場、管理者と職員との意見交換の場の重要性への注意喚起などを行く等々というものでした。
(2) さらに、2011年に障害者虐待防止法が成立しましたが、流山市における同法に基づく取り組みについて質問しました。

市の答弁は、2012年度以降の虐待に関する通報は36件、虐待と認定したケースは7件。防止と早期発見が重要で、保護や自立の支援と、千葉県や市のマニュアルに基づいた情報収集と事実確認を行っている。虐待と認定した場合は緊急保護。養護者からの虐待の場合は切り離して施設に保護。施設従業者からの虐待の場合は改善計画を提出させる。使用者からの虐待については事情聴取を行い、国や県と連携して指導している等々というものでした。

■国保制度は広域化で良くなるか

(2) さらに、2018年度から開始される国民健康保険制度の広域化(都道府県単位化)について、以下の質問をしました。



ア 広域化によって国はどのような目的を達成しようとしていると考えるか。

イ 流山市の業務にどのような変化が生じるか。

ウ 流山市の独自の施策や事業にどのような影響が生じると捉えているか。

エ 国に対し、被保険者の負担軽減のための市の独自の努力などを阻害しないことを求め、国保財政に対する国からの財政支援の拡充を求めるべきでは。

答弁は、広域化で市の国保業務が簡素化される。市が都道府県に保険料を納付し、給付費は県から全額交付される。独自の事業は保険者努力支援制度を通じて確保に努める。財政支援の拡充を求めていく等々というものでした。阿部は、国保は保として成り立ちがたく、国の財政支援が不可欠と主張しました。

■介護充実のため労働条件アップを

(3) 最後に、介護士の賃金や労働条件の低さを改善しなければならないとの問題意識から、市内の介護事業者の現状について以下の点を問いました。

ア 設備や人員の配置の実状はどうか。賃金は労働者の全産業平均と比べてどのような状況か。

イ 人員確保や労働条件の向上に対して市はどのような支援策を講じてきたか。また今後どのような支援策を講じる考えか。

市の答弁は、設備・人員配置は基準を満たしている。賃金は把握してないが38力所中35力所で処遇改善加算を取っており、国は他産業との賃金差が無くなるよう月1万円改善をするとしている。担い手確保とスキルアップのための初任者研修、実務者研修の費用助成を行い、児童生徒を対象に介護の重要性を理解してもらうための介護キャラバン隊の取り組みなどを行っている等々というものでした。

「就学援助制度の拡充を求める陳情書」に賛成します

第3回定例市議会において市民から2つの陳情が出されました。経済的理由で就学が困難な児童生徒への就学援助を拡充して欲しいとの陳情は項目1のみ採択。難病対策強化に関する陳情は不採択。阿部はいずれも採択すべきと討論。以下は要旨です。

学校教育法は「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」としています。対象者は、生活保護法が規定する要保護者(平成25年度 約15万人)、そして市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(2013年度 約137万人)としています。財源は、要保護者に対

しては国が2分の1を補助(2015年度約8億円)、準用保護者に対しては2005年度より国の補助が廃止され、税源移譲が行われて各市町村が実施しています。

陳情項目の第1は、入学準備金の支給を入学前の3月に支給して欲しいというもの。これについては、市当局も検討が必要だとの答弁でした。当局の前向きな姿勢を更に確かなものとするためにこの陳情項目に賛成をします。

項目の第2は、就学援助に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3つの支給を加えて欲しいというもの。これに対する当局の答弁は消極的なものでした。しかし、文部科学省が示した補助対象品目の中にも、学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、

学校給食費等々と並んで、この3つの費用があげられています。既に近隣で実施している自治体もあります。

近年、格差と貧困が拡大し、子どもの貧困率が6人に1人、母子世帯では2世帯に1世帯。国も子どもの貧困対策法を制定し自治体に対応を求めています。他方では生活保護の生活実態を省みない厳格化が進められ、本来なら生活保護を受け、就学援助を受けべき世帯がそれを受けられていない問題も浮かび上がっています。

学校教育法が謳う、経済的理由により就学困難な学齢児童生徒に必要な援助を与えなければならない、この施策が機能しない事態を危惧します。就学援助が力を発揮しなければならぬ社会状況が強まってきているまさにその時に、その機能が低下していくとすれば問題です。

子どもの貧困問題は深刻化してきています。学校教育法が謳う就学援助の事業を実効性あるものとしていくためにも、3つの費用を援助する施策は積極的な意義を持つものと思います。以上の理由から、陳情項目2にも賛成をします。

「難病対策充実の意見書を国等に提出することを求める陳情書」に賛成します

陳情書は、人口割合0.1%以内という国の基準を超える患者がいる難病、また診断基準が未だ明確でない疾病に対して、すぐに指定難病とすることを求めるものではありません。求めているのは、難病法、障害者総合支援法、介護保険法、雇用保険法等、どの制度によっても救済されない「制度の谷間」に置かれた難病患者への、以下の支援です。

①指定難病となっていない病気の患者への救済措置、自己負担額の軽減措置や障害者手帳の交付などの支援を積極的に行うこと。

②線維筋痛症など、診断や治療を行える医師などが少ない病気の患者がスムーズに適切な医療が受けられるようにするために、医療現場や社会での認知度の向上を図ること。

③財政支援を含め、難病患者への就労支援の充実、強化を行うこと。

④制度設計にあたっては、自治体への速やかな情報提供、自治体との意見交換の機会を確保し、自治体の意見を十分に反映させること。

⑤以上の内容の意見書を国などに提出すること。

「線維筋痛症」などは、その症状がもたらす身体的・精神的な大きな苦痛、仕事や生活に及ぼす影響の大きさを見れば、本来なら指定難病とされて良い病気です。しかし直ぐには承認されなくても、陳情が求めている医療費の自己負担額の軽減措置、医療現場や社会における認知度の向上、就労支援の強化などが行われれば、「制度の谷間」に置かれて苦しむ難病患者の困難は大きく軽減されます。

人口割合が0.1%を越える難病などもきちんと難病指定するかどうかは今後の課題です。しかし陳情があげている方策はすぐにでも着手可能です。それによって多くの患者の病気による苦しみ、それに輪をかける仕事や生活の上での困難が緩和されます。流山市が国に対して意見書をあげることを躊躇する理由はなく、むしろ積極的に意見をあげていくべきです。



16年第3回定例市議会 阿部はるまさの4つの討論 暮らしと福祉重視の市政を！

阿部治正は、第3回定例市議会（9月1日～10月4日）において5つの討論を行いました。いずれも市民の暮らし、健康、安全、そして市民が主体の市政とは何であるかを問うたものです。2～3頁で「補正予算」「2015年度決算」、4頁で2つの陳情についての討論要旨をご紹介します。

9月議会に出された一般会計補正予算は問題が多く反対しました

●妥当な支出もあるがマイナンバー追従や汚染物質拡散は間違い！

補正予算案には、新規私立保育園を6カ所から7カ所に増やす、新たな病児保育施設を整備する、医療的ケアを行った重度障害児等通所事業所における看護師に係る補助金の交付など、妥当な補正と見なすべき部分も多いと思います。

しかし、高所得者を優遇する制度だとの批判がある「ふるさと納税」を促進するクレジット納付の開始。IT業界への大盤振る舞いや政治家・官僚の利権のため、行政の効率化に役立たないばかりか金食い虫となるだけと非難され、案の定、初っぱなからトラブル続きのマイナンバー事業。にも関わらずそれに流山市政をまします深くのめり込ませていく施策。これらに関連した補正予算は認めるわけにはいきません。

とりわけ問題なのは、放射能汚染された焼却灰に関わる新たな支出であり、これは8000ベクレル/kg以下の放射性焼却灰を一般のゴミと同様に処理せんとするための支出であり、とうてい認められません。

いま国は、8000ベクレル以下なら一般のゴミと同じ扱いが可能だなどととんでもないことを言い、そのように扱うようにと自治体に対してプレッシャーをかけてきています。しかし、福島原発事故が発生するまでは、日本における放射性物資の管理は100ベクレル/kgが基準であり、それを越える物質は厳重に保管・

放射能焼却灰を包んだフレコンバック



管理すべきとされてきました。それは、「原子炉等規制法」を根拠法とし、「原子力規制委員会規則」として定められています。

また国は、100ベクレル/kgという基準は、これを越えると人の健康に影響を及ぼすという意味ではないと言います。しかし「原子炉等規制法」も、「原子力規制委員会規則」も、それらの基になったIAEA（国際原子力機関）やICRP（国際放射線防護委員会）の見解も、放射性物質が人の健康に有害かどうか、どこまでの被ばくなら許容すべきかを論じたものであり、原子炉等規制法では疑問の余地無く明確に「放射線による障害の防止のため」と述べられています。

国が言い、市がそれに追従する、8000ベクレル以下なら安全だという主張に科学的な根拠はありません。8000ベクレルは、福島原発事故の後、政治的に案出され、恣意的に設定された、健康への影響を無視した基準以外の何ものでもありません。

市は管理型処分場への埋設処分だと答弁しましたが、管理型処分場での汚染物質の漏洩・流出事故も発生しています。埋められる廃棄物が数千ベクレルの放射性物質ですから、その環境への悪影響は計り知れません。

補正予算のこの部分を認めることは、環境中に出される放射性物質は100ベクレル/kgを越えてはならないとする、人類にとっての最低限のレベルの英知まで完全に否定することとなり、環境行政の自殺行為に手を貸すこととなってしまいます。

昨年度の一般会計決算は市政の歪みを反映したもので反対しました

●国のバラマキ政策や沿線開発依存のまちづくりは危うい！

2015年度の一般会計歳入歳出決算に反対します。まず昨年度の経済状況はどうだったか。前年春に消費税率が8%へ引き上げられ、その影響で経済が失速

沿線開発偏重で暮らし視点と市民感覚を欠く流山市政

しました。それをカバーするために、緊急経済対策という名の国債増発に頼ったバラマキ政策が行われ、金融緩和策の

いっそうのルーズ化が進められました。市長は、国の緊急経済対策に基づくプレミアム付き商品券発行が消費喚起に効果を現したと言いますが、過大評価に過ぎます。現在の消費停滞、その背景にある7～10兆円とも言われる需給ギャップはそんなことでは解消するわけがなく、事実回復していません。

また市長は、TX沿線開発で若年世代が流入し、市民税や固定資産税が増えていると言います。しかしそれは、大きな観点から、また長い目で見れば、鉄道沿線開発バブル、そして国の財政膨張策に引っ張られた底の浅い、一時的なミニバブル以上ではありません。その限界や危うさをしっかりと自覚した上でないと大きな失敗を招くことになります。そしてその失敗の兆しは既に現れています。

●待機児解消せず、小中学校の教室不足招き、貧困対策はおろそか！

その第1は、市民合意を欠いた上での、おおたかの森小中併設校と市民体育館の建て替え事業という2大プロジェクトへの熱中です。その結果、市政運営にとって最も重要な、市民が主体、市民合意という手続きが見失われています。誠実で粘り強い市民合意の努力に代えて、安直に市民の意識や世論を操作・誘導するかの動きが見え始めています。

第2は、熟慮された見通しや計画性に欠けた人口誘致策、それが生み出した子育て施設の不足。待機児童問題などは他の自治体でも大きな課題になっていますが、流山市では無計画な人口誘致策への熱中がそれに拍車をかけました。その深刻な現れが、おおたかの森併設校における、開校2年目にしての教室不足問題の顕在化。流山では、保育所も、学童クラブも、そればかりか小学校や中学校の教室すらが不足しています。

第3は、高齢化問題や貧困問題への取り組みの軽視。介護保険制度改悪への市の追従の結果、特養入所を要介護度3以上に制限、要支援1・2の者に対する訪問・通所サービスを保険給付対象から除外、一部利用料負



教室不足が確実となった
おおたかの森小中併設校

担を1割から2割への引き上げ、低所得者への補足給付の切り捨て、介護報酬の削減等の影響をまろにかぶっています。深刻化する貧困問題に対しても、子どもの貧困対策法に基づく取り組みは弱く、生活困窮者への対策も生活困窮者自立支援法で可能な施策の一部のみ実施というの生ぬるい施策にとどまっています。

●甲状腺エコー検査拒否、市民感覚から乖離した自衛隊の広告宣伝！

第4は、深刻な環境問題でもあり、人の健康に甚大な影響を及ぼしかねない問題でもある、放射能汚染問題から目を反らそうとする態度が露骨です。市は、子どもの甲状腺エコー検査を実施などすれば、力を入れている子育て世代の誘致策に支障が生じるととも言わんばかりに、これを拒絶。その結果、東葛地区では松戸市、柏市、我孫子市が既に実施をし、それに鎌ケ谷市、野田市、白井市などが続こうとする中、流山市の健康軽視の頑なな姿勢が浮き彫りになっています。また放射性廃棄物への無頓着でぞんざいな取り扱いが加速しています。

第5は、市民目線の欠如、市民感覚からののはなはだしい乖離です。その好例が、おおたかの森駅などのデジタルサイネージで、異様とも見える自衛隊の宣伝広告映像が流され続けている事実です。おおたかの森駅では、朝早くから多くの保育園児がサイネージの前を行き来します。日中は、中高生や若者たちが人を待つなどために立ち止まり、集っています。そこに、軍服を着、軍用ドローンを顔に塗り、ほふく前進をしたり、軍隊行進をする自衛隊員の生々しい姿が、まさに洗脳的な執拗さで一日中映し出されています。市はこの事

ほふく前進する自衛隊員の姿
が大写しで繰り返し流される



業をファシリティマネジメントの一環と言いますが、一体何がどうマネジメントされているのか。シ

ティセールスの一環と言いますが、何を流山市の美点・優位点としてセールスしようと言うのか。実際には、市民感覚からすれば極めて歪んだ光景が広がっています。

2015年度の市の予算執行が、市民の立場から見て、市民の利益とどのように乖離しているかは、以上の指摘からだけでも明らかです。